

訂正のお知らせ

本書『ケアマネジャー一問一答'18』の内容を一部訂正させていただきます。発行の時点で、施行規則や運営基準等の厚生労働省令、介護報酬の算定基準等の厚生労働省告示が公布されていませんでしたが、3月末に公表されましたので、内容を吟味し、訂正を加えさせていただきます。

2018年5月30日更新-----

【該当ページ】 p 105

A 3 記述の**病院・診療所**は、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションについて、**薬局**は居宅療養管理指導について、**みなし指定**が行われる。

↓

A 3 記述の**病院・診療所**は、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護について、**薬局**は居宅療養管理指導について、**みなし指定**が行われる。

【該当ページ】 p 105

A 4 **介護老人福祉施設**には、**居宅サービスのみなし指定はない**。介護老人保健施設には、短期入所療養介護と通所リハビリテーションの**みなし指定**が行われる。

↓

A 4 **介護老人福祉施設**には、**居宅サービスのみなし指定はない**。介護老人保健施設と介護医療院には、短期入所療養介護と通所リハビリテーションの**みなし指定**が行われる。

【該当ページ】 p 121

A 7 **特定事業所集中減算**は、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与についてのみ適用される。

↓

A 7 **特定事業所集中減算**は、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護についてのみ適用される。

【該当ページ】 p 148

6 5 居宅介護支援費における**特定事業所集中減算**は、前6か月間に居宅サービス計画に位置づけた福祉系の3種のサービスの**80%超**が同一事業所に偏った場合に適用される。

↓

6 5 居宅介護支援費における**特定事業所集中減算**は、前6か月間に居宅サービス計画

に位置づけた福祉系の4種のサービスの80%超が同一事業所に偏った場合に適用される。

【該当ページ】 p 237

A 5 訪問指導計画は歯科医師が策定する。歯科衛生士は、この計画に基づいて歯科衛生指導を行う。

↓

A 5 訪問指導計画は歯科医師が策定する。歯科衛生士は、この計画に基づいて歯科衛生指導を行う。なお、このサービスは、保健師、看護師、准看護師も行うことができる。

【該当ページ】 p 239

A 1 保険医療機関である病院・診療所、介護老人保健施設には、通所リハビリテーション事業者のみなし指定が行われる。

↓

A 1 保険医療機関である病院・診療所、介護老人保健施設、介護医療院には、通所リハビリテーション事業者のみなし指定が行われる。

【該当ページ】 p 239

A 7 医師等が実施の開始日から1か月以内に記述の訪問を行うこと、リハビリテーション会議の開催などの要件が定められている。

↓

A 7 リハビリテーションマネジメント加算にはI～IVがあり、医師等が実施の開始日から1か月以内に記述の訪問を行うこと、リハビリテーション会議の開催など、それぞれに要件が定められている。

【該当ページ】 p 288

Q 6 事業所と同一の敷地内にある建物に居住する利用者に提供する訪問介護には、10%の減算が行われる。

↓

Q 6 事業所と同一の敷地内にある建物に居住する利用者に提供する訪問介護には、10%の減算が行われ、利用者の人数が1か月当たり50人以上の場合は15%の減算が行われる。

【該当ページ】 p 289

A 7 生活機能向上連携加算は、サービス提供責任者が、訪問または通所リハビリテーション・医療提供施設の理学療法士等に同行して行う利用者の共同評価・計画作成に算定される。

↓

A7 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、サービス提供責任者が、訪問または通所リハビリテーション・医療提供施設の理学療法士等に同行して行う利用者の共同評価・計画作成に算定される。(新設された(Ⅰ)は、「同行」の要件が緩和されている。)

【該当ページ】 p311

A3 後段 「通所リハビリテーションも条件付きで利用できるようになった。」を削除(案として検討されていたが廃案となった)。